

# 下関市営住宅募集のしおり

下関市の公営住宅・改良住宅に入居を希望される方は、この募集のしおりをよく読んで申込みをしてください。

なお、**入居資格がない場合には、入居者資格審査において失格となり入居できません**ので、特にご注意ください。

募 集 月	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <u>空家募集</u>は、5月、8月、11月、2月の年4回です。 ただし、申込みがなかった住宅は随時入居が可能です。</li><li>▪ <u>新築募集</u>は、新たに住宅を建設した場合に募集します。</li></ul>
申 込 書 の 受 付 期 間	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <u>空家募集</u>の受付は募集期間内の<b>郵便局の消印があるもの</b>が有効です。 詳しくは、市報・募集状況一覧表等で確認してください。</li><li>▪ <u>新築募集</u>は、新築時にお知らせします。</li></ul>

## 市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

下関市では、国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、申込者、同居又は同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）である場合については、入居決定しません。

このため、入居しようとする方が暴力団員ではないことを申込みで誓約をいただくとともに、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することとしています。

## ☆ はじめに ☆

市営住宅は、住宅に困っている低所得の方々のために建てられた賃貸住宅のため、公営住宅法や下関市営住宅の設置等に関する条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。よって、**持家がある方や法で定める収入基準を超えている方などは、申込みができません。**

また、それぞれの住宅について申込みの要件が異なりますので、この募集のしおりをよく読んで入居資格等を確認してから、申込みをしてください。

### ※申込みをされる場合には、原則郵送での受付となります。

(添付してあります、「下関市営住宅入居申込書」「抽選結果のお知らせ」「抽選番号のお知らせ」のはがきに必要事項を記載のうえ、添付の申込用封筒で山口県公営住宅管理協会へ郵送してください。)

## ☆ 優遇措置について ☆

下関市では、要件に該当する方について、空家募集の抽選の際に抽選番号を3個付与する優遇措置を設けています。

(詳しくは7～8ページをご参照ください)

## ☆ 個人情報の保護について ☆

下関市では、個人情報の取り扱いについて明らかにし、必要な範囲内で収集します。収集した個人情報については、適正に管理し、漏えいや滅失を防止するための細心の注意を払い、目的外の利用や提供はしません。

## ☆ 注意 ☆

**初めてお申込みの方、ご質問等のある方は、山口県公営住宅管理協会等にお問い合わせいただき、条件等ご理解のうえ、お申込みください。**

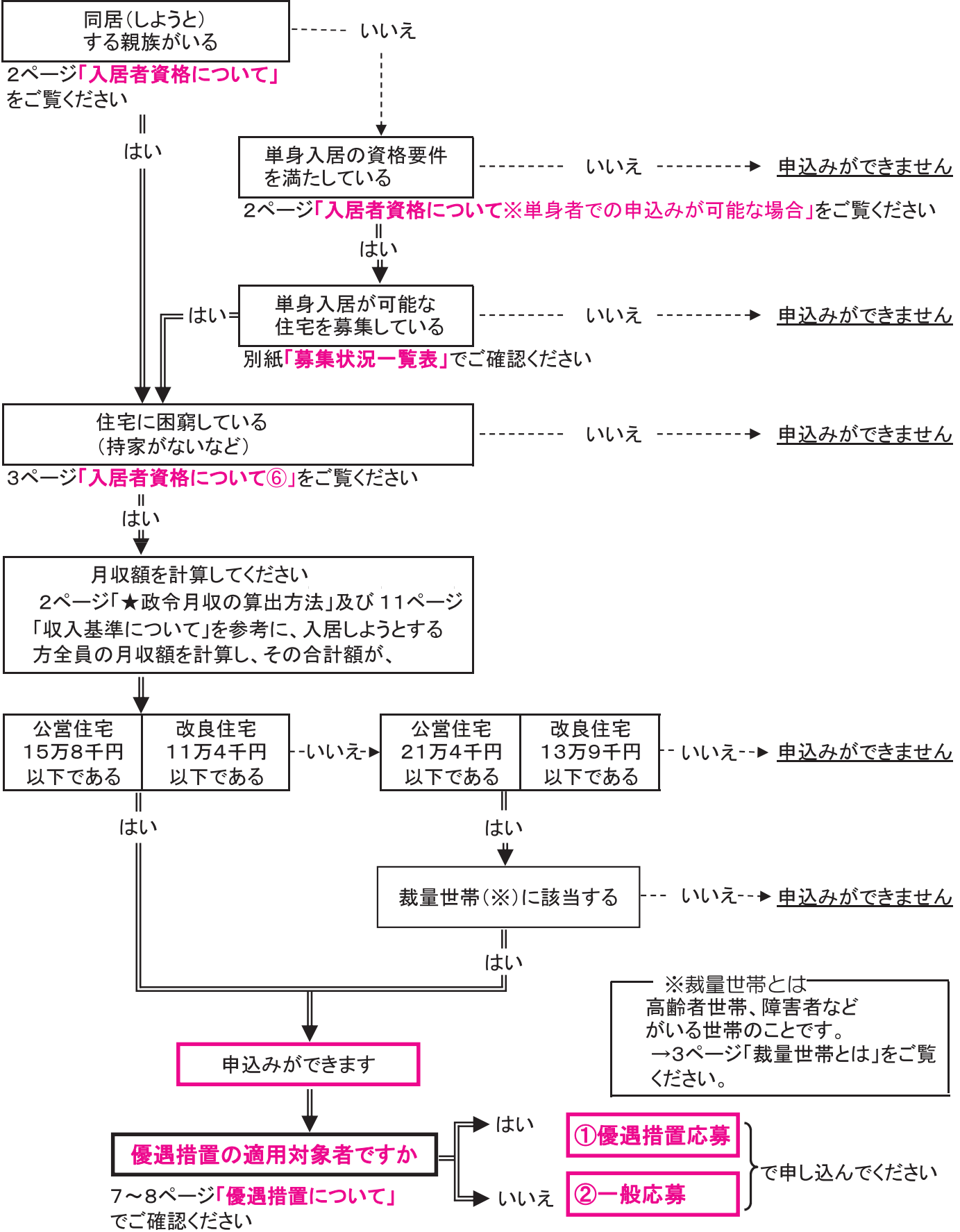
## 目 次

1. 住宅に入居するまでの手順	1
2. 入居者資格について	2 ~ 4
3. 申込みから入居までの流れ	5
4. 申込みの無効・失格と注意事項について	6
5. 優遇措置について	7 ~ 8
6. 入居者資格審査について	9 ~ 10
7. 収入基準について	11
・「下関市営住宅入居申込書」「抽選結果のお知らせ」「抽選番号のお知らせ」及び記入例	
・「申込用封筒」	

# 1. 住宅に入居するまでの手順

## (1) 入居資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



## 2. 入居者資格について

### (1)一般住宅について

公営住宅と改良住宅の申込みをされる方は、次の①から⑥のすべての条件を満たしている必要があります。

#### ①現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます)がある方

- ・ 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)した申込みはできません。  
※原則、離婚前夫婦の一方のみの申込みはできません。
- ・ 婚姻予定で申込みをされる方は、当該募集の申込みから鍵の引渡しまでに確実に結婚し、入居できることが条件です。
- ・ 内縁関係のある方は、住民票等で続柄の記載(「未届」)が確認できることが条件です。

#### ※単身者での申込みが可能な場合

市営住宅には単身の方が入居できる住宅があります。この住宅については、次のア～コのいずれかに該当する必要があります。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身での申込みはできません。(加えて、精神障害又は知的障害の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です。)

##### ア 満60歳以上の方

※豊田及び豊北総合支所管内の単身入居可能住宅については、60歳未満の方でも申込みできます。

##### イ 身体障害者(障害程度1級から4級)

##### ウ 精神障害者(障害程度1級から3級)

##### エ 知的障害者(ウの精神障害の程度に相当する程度)

##### オ 戦傷病者(障害程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症である方)

##### カ 原子爆弾被爆者

##### キ 生活保護を受けている方(又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方)

##### ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年未満の方)

##### ケ ハンセン病療養所入所者等

##### コ DV被害者(施設の保護終了日又は裁判所の保護命令決定日から5年未満の方)

#### ②条例で定める収入基準に該当している方

- ・ 申込者の世帯の総所得(同居する家族全員の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額)から該当する所得控除の額を控除して12等分した額(政令月収)が次の範囲でなければなりません。

◎ 公営住宅158,000円(※裁量世帯については、214,000円)

◎ 改良住宅114,000円(※裁量世帯については、139,000円)

#### ★政令月収の算出方法

$$\text{政令月収 (所得月額)} = \frac{\text{入居する方全員の年間所得の総額} - \text{該当する控除額の総額}}{12\text{ヶ月}}$$

なお、政令月収の算定は11ページ「収入基準について」をご覧ください。

※裁量世帯とは

ア 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

- ・ 60歳以上の方で構成される世帯(単身者含む)
- ・ 60歳以上と18歳未満の方のみで構成される世帯

イ 入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がいる場合

- ・ 身体障害者(1級から4級)、精神障害者(1級から2級)、知的障害者(精神障害の程度に相当する程度)、戦傷病者(特別項症から第6項症まで又は第1款症)、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等

ウ 小学校就学前の子どものいる世帯

③市町村民税を完納している方(ただし、免除されている方を除く)

④過去市営住宅(旧町営住宅を含む)に入居していた方にあつては、家賃・駐車場使用料等を完納している方

⑤申込者、同居者又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

⑥現に、住宅に困窮していることが明らかであること

※申込者及び同居者に持家がある方は、申込みができません。

※下関市内の市営住宅や県営住宅の入居名義人の方は、申込みができません。

ただし、現在、市営住宅や県営住宅に入居されている方であっても、次のア～ウに挙げる、やむを得ない特別な事情がある場合には、空家募集に申込みができます。

ア 介護困難者

入居者又は介護者が、一定の介護を必要とする親の介護のため、又は一定の介護を必要とする親である入居者又は同居者が子から介護を受けるため、被介護者又は介護者の住宅に近い市営住宅に入居を希望する場合。

※合併前の旧1市4町の同一区域内での住替えはできません。

イ 通院困難者

入居者又は同居者が特別な治療のため、遠方の専門の医療機関に長期間通院(毎週かつ6ヶ月以上)するため、当該医療機関に近い市営住宅に入居を希望する場合。

※合併前の旧1市4町の同一区域内での住替えはできません。

ウ 通勤困難者

入居者又は同居者が、特別な理由(下記(ア)、(イ)に該当する方)により遠隔の地に勤務しているため、勤務地に近い市営住宅に入居を希望する場合。

(ア)入居後の転勤・転職又は就職に伴う場合

(イ)入居中の家庭環境の変化に伴う場合(親の介護や子供の通学等により、現在の居住地を離れられない事情が、親の死亡や子供の卒業等により解消された場合。)

※合併前の旧下関市、旧豊浦郡の同一区域内での住替えはできません。

※上記による住替えにて空家募集に応募する方は、下関市営住宅入居申込書(応募はがき)と一緒に「下関市営住宅住替入居理由書」の提出が必要となりますので、山口県公営住宅管理協会または、建築住宅課へお問い合わせください。

## (2)特定目的住宅

高齢者世帯や世帯の中に障害者がいる場合など、一定の要件を満たす方だけが申込みできる住宅です。

いずれの場合も、2ページの(1)で述べた入居者資格要件を満たすことが必要です。

①身体障害者向住宅

入居しようとする方の中に次のいずれかが該当する方がいる場合

ア 身体障害者(障害程度が1級から4級)

イ 戦傷病者(障害程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症)

(車いす専用住宅は入居者又は同居者に、上記ア又はイに該当し、かつ日常生活で車いすを使用している方がいることも必要です。)

②シルバーハウジング(高齢者世帯向住宅)

次の要件を満たす場合

ア 入居しようとする方が次のいずれかであること

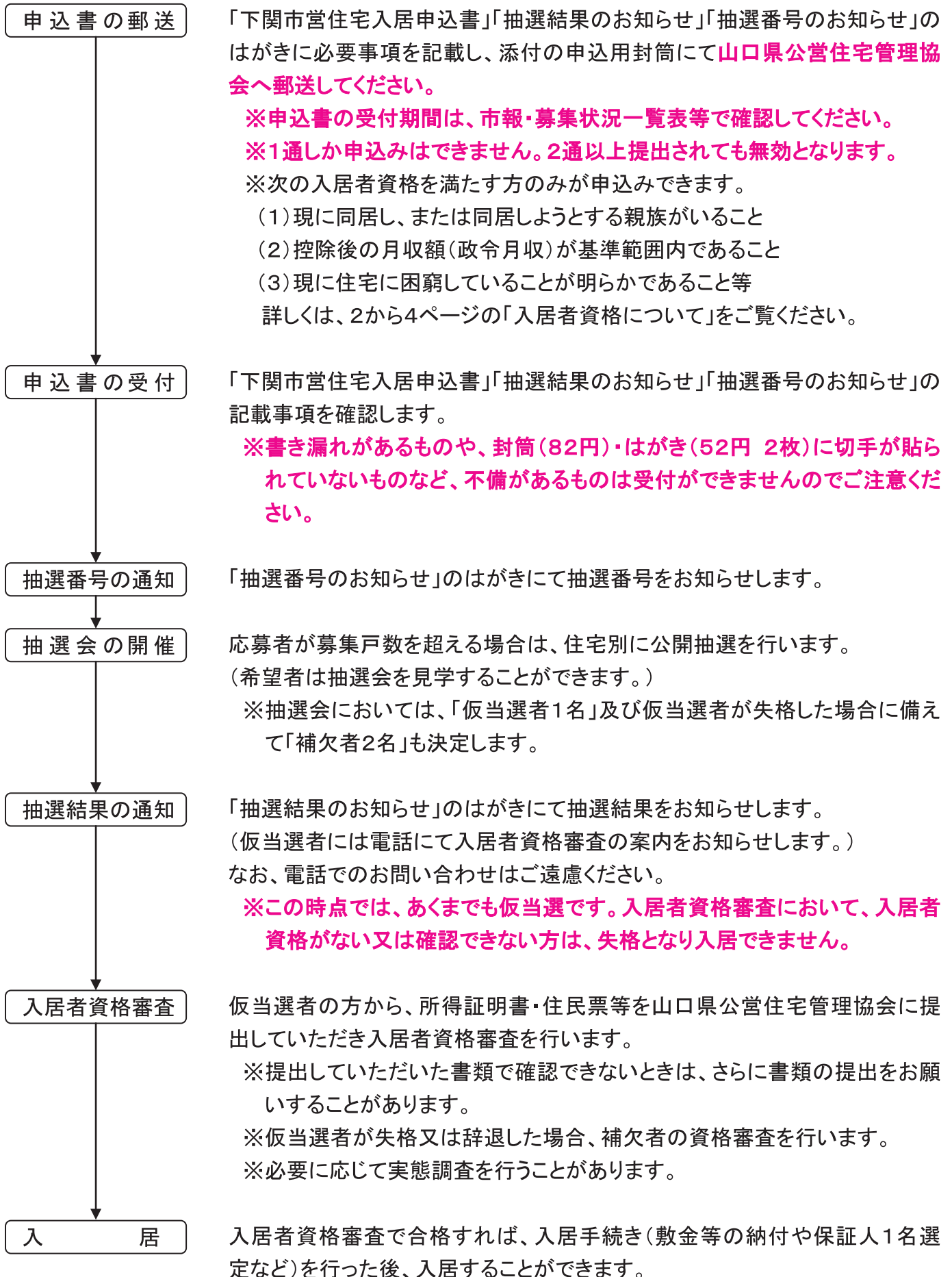
- ・ 60歳以上の方のみからなる世帯(60歳以上の単身者を含む)
- ・ 60歳以上の方及びその配偶者のみからなる世帯

イ 入居しようとする方が日常生活(歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障がない程度に健全であること

上記の他、コミュニティ住宅等があります。



### 3. 申込みから入居までの流れ





## 4. 申込みの無効・失格と注意事項について

### (1) 申込みの無効・失格

**次のような場合は、申込みを無効とします。**

**また、受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。**

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要な事項が記載されていないとき
- ③ 入居者資格がないとき又は、入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できないとき
- ④ 友人等の寄せ世帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)して申し込んだとき
- ⑤ 重複申込みをしたとき〔1回の募集において1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とします)から2通以上申込みをしたとき〕
- ⑥ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- ⑦ 虚偽の申告により、優遇措置の適用を受けたとき

### (2) 注意事項

**① 封筒(1ヶ所)及びはがき(2ヶ所)に切手を貼ってください。(封筒82円切手、はがき52円切手)**

**切手が貼られていないものは受付ができません。**

② 記入の訂正は、二重線で消し、その上に訂正印を押印してください。

③ 入居の時に申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。

※ 申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。

婚約者が変わった場合も同じです。

④ 婚姻予定者で申込みをされる方は、鍵の引渡し時までには結婚し入居できることが条件となり、受理証明書の提出が必要になります。

⑤ 仮当選した後に実施する入居者資格審査に合格して、入居手続き(敷金等の納付や保証人1名選定など)を経て、はじめて入居できます。

⑥ 募集を行う住戸には、高齢者や障害者向けに対応した設備がないものがありますので、住戸の設備等についてはお問い合わせください。

**⑦ 仮当選した方は、この時点で落選回数は0回になります。**

**⑧ 過去に住宅に当選し辞退された方は、それ以前の落選回数は0回として取り扱います。**

**⑨ 提出された書類は、返却いたしませんのでご注意ください。**

**⑩ 市営住宅申込票及び平成22年度8月募集以降の落選はがき・補欠はがきを紛失した場合は、落選回数として数えませんので紛失しないよう大切に保管してください。**

## 5. 優遇措置について

住宅困窮度の高い方ができるだけ早く入居できるよう、以下の要件を満たす方は**抽選番号を3個付与する優遇措置**を設けています。(ただし、**特定目的住宅は除く**)

### < 資格要件 >

・ 申込者が、次のいずれかに該当する場合

①20歳未満の子を同居扶養している母子世帯又は父子世帯(母子又は父子のみの世帯)

**※婚姻予定者は、対象となりません。**

②高齢者世帯で、次のいずれか

・ 申込者が60歳以上の方(単身者の場合)

・ 申込者が60歳以上で、かつ同居者が次のa～cのいずれかの方のみで構成される世帯

a 申込者の配偶者 b 60歳以上の方 c 18歳未満の方

③3人以上の扶養親族(18歳未満に限る)のある方

④DV 被害者(単身者可)で、次のいずれか

・ 婦人相談所の一時保護又は婦人保護施設の保護が終了した日から5年未満の方

・ 裁判所の退去命令又は接近禁止命令を申し立てた方で、その命令が効力を生じた日から5年未満の方

・ 入居しようとする者の中に、次のいずれかに該当する者のいる場合

**※単身者は2ページ「※単身者での申込みが可能な場合」ア～コのいずれかに該当する必要があります。**

⑤申込者又は2親等以内の同居親族が身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方(単身者可)

⑥戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第6項症まで又は第1款症である方(単身者可)

⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方(単身者可)

⑧生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者(単身者可)

⑨中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付受給者(単身者可)

⑩海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方(単身者可)

⑪ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等(単身者可)

⑫精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級から3級である方(単身者可)

⑬療育手帳A又はBの方。ただし、療育手帳Bの方は精神障害1級から3級に相当する場合に限る。(単身者可)

⑭介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者又は要支援者(※単身者の場合は満60歳以上の方)

⑮炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつその手帳が失効していない方(※単身者の場合は満60歳以上の方)

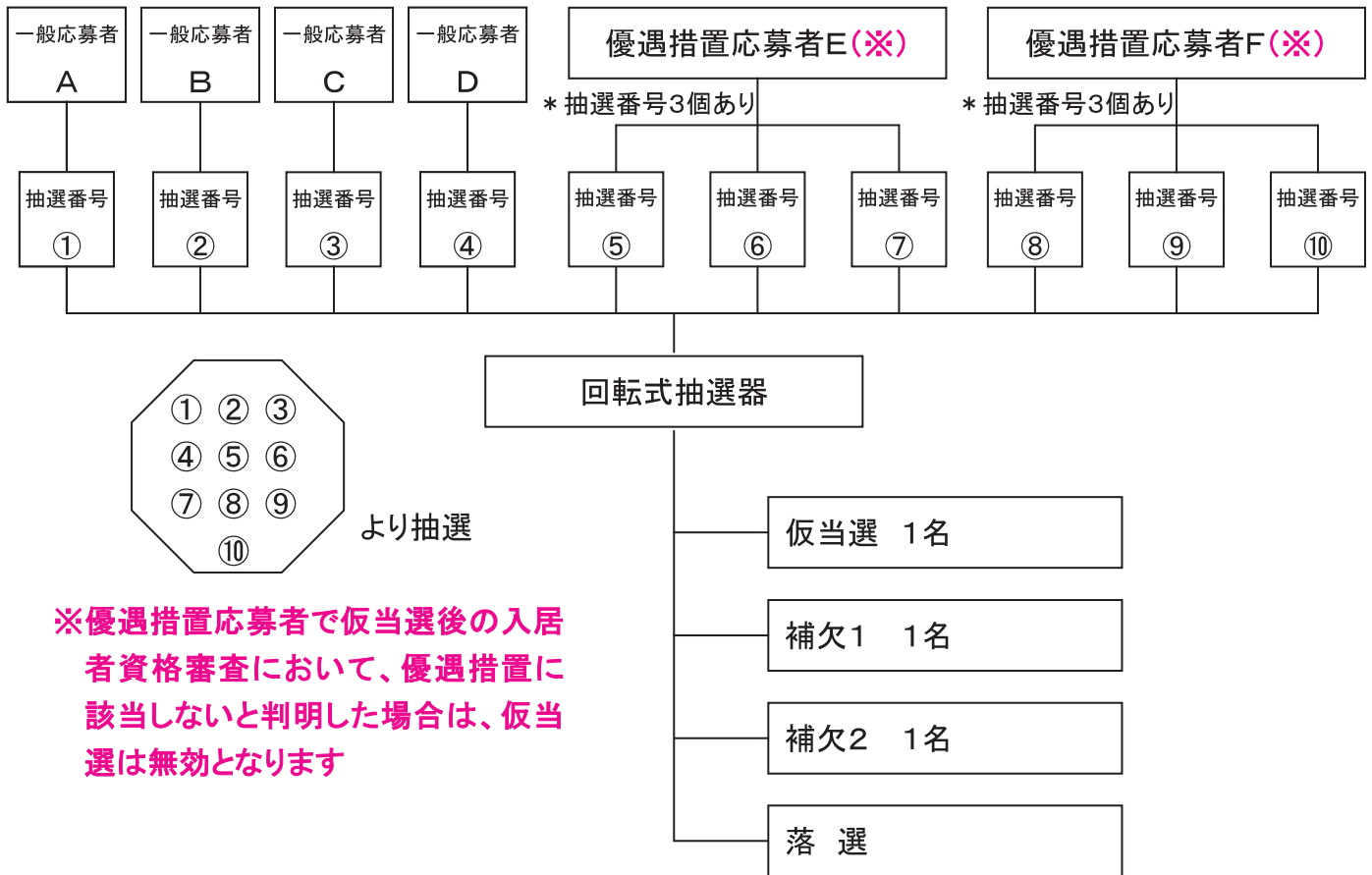
⑯下関市営住宅に応募し、4回以上落選した方(市営住宅申込票の受付印の数と、平成22年8月募集以降の落選はがき・補欠はがきの数の合計が4以上ある方 ※単身者の場合は満60歳以上の方)

※優遇措置対象者となるには、7ページ①～⑬のいずれかの要件を、当該募集申込み締切り日において満たしている必要があります。

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合は、仮当選は無効となります。

※単身で申し込む場合には、制限がありますので、詳しくは2ページをご覧ください。

### ●抽選の方法(概要)



※優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合は、仮当選は無効となります

※補欠者は、仮当選者が入居した時点で、補欠者の資格を失います

## 6. 入居者資格審査について

### (1) 入居者資格審査

仮当選した方は、入居者資格を確認するため、入居者資格審査を受けていただきます。

仮当選者には電話にて入居者資格審査の案内をお知らせします。

**(※「下関市営住宅入居申込書」には、必ず日中、連絡の取れる電話番号を記入してください。)**

#### ① すべての方に提出していただく書類

ア 下関市営住宅入居申請書

イ 申込者及び同居しようとする親族全員の住民票の写し

・世帯全員が記載され、本籍地等全ての記載に省略がないものが必要です。

※現在同居中の方で市営住宅に入居しない方がいる場合、その方の住民票の写しも必要です。

※住民票等で続柄が確認できない時は、戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本が必要です。

ウ 申込者の市町村長が発行する市町村民税の滞納がないことを証する書類

エ 申込者及び同居しようとする親族全員の市町村長が発行する所得証明書

・入居しようとする方の中に下表に該当する方がいる場合は、それぞれの書類が必要です。

該当者	提出書類
(1) 年金所得者	源泉徴収票
(2) 給与所得者	源泉徴収票
年の途中で、就職(転職を含む) ・退職された方	給与支払証明書、 退職証明書又は 雇用保険受給証明書
(3) 事業所得者	確定申告書の写し
年の途中で、事業をはじめられた方	収支明細書
(4) 失業中・無職の方	無職申立書

オ 申込者及び同居しようとする親族全員(未成年者を除く)の無資産証明書(固定資産を有する方は固定資産課税台帳(名寄帳)の写しが必要です。)

カ 借家にお住まいの方は、賃貸借契約書又は家賃領収書の写し

#### ② 申込者の状況によって提出していただく書類

ア 母子世帯・父子世帯は、戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本・児童扶養手当証書の写し

イ 身体障害者又は知的障害者は、福祉事務所長の証明

ウ 精神障害者は、保健所長の証明

エ 戦傷病者は、戦傷病者手帳の写し

オ 原子爆弾被爆者は、医療特別手当証書又は特別手当証書の写し

カ 生活保護受給者は、福祉事務所長の証明

キ 引揚者は、山口県高齢保健福祉課長の証明

ク ハンセン病療養所入居者等は、国立ハンセン病療養所等の長(廃止された市立ハンセン病療養所に入所していた方は、厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明

ケ 中国残留邦人等支援受給者は、直近の支援給付決定通知書の写し

コ 婚姻予定者は、婚姻証明書(媒酌人等による証明)

サ DV被害者は、裁判所の保護命令決定書の写し(県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて、一時保護を受けた又は受けている方、婦人保護施設の入退所者については、

その確認・照会のため、同所長又は同施設長から意見書入手させていただきます。)

シ 要介護者・要支援者は、介護保険被保険者証の写し

ス 炭鉱離職者は、炭鉱離職者求職手帳の写し

③単身で申込みされた方で、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とする場合に、提出していただく書類

・単身入居者の入居資格認定のための申立書。なお、該当市町村福祉部局に対する意見照会により、常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができないか、受けることが困難であると判断された場合は、入居は認められません。(加えて、精神障害又は知的障害の方は、必要な住居支援体制が受けられることも必要です。)

④その他必要に応じて提出していただく書類

ア 事実関係を証する書類の提出を求める場合があります。

**イ 平成22年8月募集以降の落選はがき・補欠はがき及び市営住宅申込票を提出していただきます。**

**ウ 仮当選を辞退する場合は、辞退届を提出していただきます。**

## (2)入居者資格審査で失格となった場合の補欠者の取り扱い

仮当選者が入居者資格審査で、失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった方の補欠順位に従い、同様の入居者資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。

**(補欠者へは、仮当選者が失格となったとき又は入居を辞退したときのみ電話にてお知らせします。)**

※失格となり、公営、改良住宅に入居できない事例

①入居者資格がない(2から4ページ参照)

②入居者資格審査期間内に入居者資格が確認できない

③優遇措置の適用を受けた方で、資格要件が確認できない

④申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき等

## (3)入居手続きについて

入居者資格審査で入居要件の確認がなされた方は、次の入居手続きを行った後に入居することができます。

①請書(住宅の賃貸借契約書となるものです)等の提出

②敷金(住宅使用料の3ヶ月分)の納付

③保証人(次の要件を全て満たす)1名選定

・下関市内に居住していること(親族に限り下関市外居住可)

・入居者の8割以上の収入があり、独立した生計を営んでいること

(収入が0の方、生活保護受給者は保証人にはなれません。)

**※市営住宅等では、犬、猫などのペット(盲導犬、介助犬を除く)は飼えません。**

**※入居する前に、ペットに関する誓約書及び市営住宅に関する重要事項説明書に署名捺印したものを提出していただきます。**

## 7. 収入基準について

### (1) 申込資格における収入基準

申込者及び親族(婚約者等を含む)で収入のある方全員の総所得金額(過去1年間における所得税法によって算出した所得額)から、該当する次に掲げる額を控除した額を12で除した額(政令月収)が、公営住宅については一般世帯が158,000円以下で裁量世帯(高齢者及び障害者等の世帯)が214,000円以下、改良住宅は一般世帯が114,000円以下で裁量世帯(高齢者及び障害者等の世帯)が139,000円以下であることが必要です。

①同居親族及び扶養親族1人につき380,000円
②老人扶養親族(70歳以上の方)1人につき100,000円(老人控除対象配偶者を含む)
③16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき250,000円
④障害者1人につき270,000円、 特別障害者(身体障害1級から2級、精神障害1級、療育手帳A)にあつては400,000円
⑤寡婦または寡夫1人につき270,000円

※年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

※裁量世帯については3ページをご覧ください。

※前年1月以降に転就職された方は、月満額支給の実績や見込みから年換算した所得額に基づき算定します。

### (2) 給与所得者が2人の場合の計算例(申込家族4人、うち普通障害者1人)

区 分	所得証明書上の表示	総収入金額	総所得金額
	源泉徴収票上の表示	支払金額	給与所得控除後の金額
申込者の収入		3,000,000円	①1,920,000円
妻の収入		1,418,000円	② 768,000円
			③2,688,000円

合計総所得金額	一般控除	特別控除	
(①+②=③)	－ (380,000円×3)	－ (普通障害者控除)	= 控除後総所得金額
2,688,000円	－ 1,140,000円	－ 270,000円	= 1,278,000円
1,278,000円	政令月額		
12ヶ月	=	106,500円	・・・ 公営、改良住宅とも申込資格があります。

### (3) 収入基準早見表

※総所得金額でみる早見表(上記(1)の②から⑤に該当する特別控除対象者がいない場合)

#### ①公営住宅

		世帯人数		2人	3人	4人	5人
		一般世帯	最高	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
合計 所得 総額	一般世帯	最高	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	
	裁量世帯	最高	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円	

#### ②改良住宅

		世帯人数		2人	3人	4人	5人
		一般世帯	最高	1,748,000円	2,128,000円	2,508,000円	2,888,000円
合計 所得 総額	一般世帯	最高	1,748,000円	2,128,000円	2,508,000円	2,888,000円	
	裁量世帯	最高	2,048,000円	2,428,000円	2,808,000円	3,188,000円	









# 記入例

- ③ 日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ② 貼られていないものは受付ができません。  
**切手52円(きょうげ所)はがき(はがき)に貼りましたか。**
- ① 太線内に書き漏れはありませんか)「**下関市営住宅入居申込書**」については、**裏面も記入してください。**(。)

一度確認してください。

## 「下関市営住宅入居申込書」

様式第1号(第2条関係)

### 下関市営住宅入居申込書

整理番号	抽選番号	〇年〇月〇日
------	------	--------

(あて先)下関市長

次のとおり、市営住宅の入居申込みをします。  
 なお、下記に該当する場合は、入居の申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

- ①この申込みの内容が事実と相違する場合
- ②入居資格がない場合
- ③申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

ふりがな	やまぐち たろう	⑤
申込者	山口太郎	(自署の場合は押印不要)
住所	〒751-0833 下関市武久町1-43-4	
電話番号	自宅 083 - 242 - 9300 携帯 000 - 0000 - 0000	

続柄	氏名	年齢	生年月日
本人	山口太郎	00	昭和0年0月0日
妻	山口花子	00	昭和0年0月0日
子	山口一郎	00	平成0年0月0日

入居しようとする方

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
-------	-----

※太線内のみ記入 裏面も必ず記入してください

## 「抽選結果のお知らせ」

52円切手  
を必ず  
はって  
ください

郵便はがき

7	5	1	0	8	3	3
---	---	---	---	---	---	---

住所	下関市武久町1-43-4	( 様方(荘) 号)
氏名	山口太郎	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと  
ご記入ください。

〒751-0833  
 下関市武久町1丁目43番4号  
 宅建会館2階  
 山口県公営住宅管理協会  
 TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
募集時期	平成〇年〇月募集
募集区分	・空家 ・新築

## 「抽選番号のお知らせ」

52円切手  
を必ず  
はって  
ください

郵便はがき

7	5	1	0	8	3	3
---	---	---	---	---	---	---

住所	下関市武久町1-43-4	( 様方(荘) 号)
氏名	山口太郎	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと  
ご記入ください。

〒751-0833  
 下関市武久町1丁目43番4号  
 宅建会館2階  
 山口県公営住宅管理協会  
 TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
募集時期	平成〇年〇月募集
募集区分	・空家 ・新築

(切りはなさないで、折りたたんで封筒に入れてください。)

# 記入例

- ① お申込みは1世帯1通に限ります。(2通以上申し込むと無効です)
  - ② 当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。
  - ③ 「不願市営住宅入居申込書」に記載した方全員が入居することが必要です。
  - ④ 多数回応募者とは、市営住宅の募集において4回以上落選された方で、平成二十二年八月募集以降の落選はがき及び※1「市営住宅申込票」の提示により、応募回数の確認ができる方です。
- ※1「市営住宅申込票」とは、平成二十二年五月までに申込みをした方の申込み回数を確認する用紙です。

## 抽選番号のお知らせ

あなたは先に市営住宅の入居申込みをされましたが、申込者多数につき下記のとおり抽選会を行いますので、お知らせします。

抽選番号	

※ 抽選番号は、記入不要です。

### 記

- 1 場 所 市営住宅募集状況一覧表にてご確認  
日 時 ください。
- 2 抽選方法 回転式抽選器を使用(公開抽選)
- 3 抽選発表 抽選による仮当選又は落選の結果は後ほどはがきでお知らせします。

※ 抽選会は、自由に見学できます。(抽選を見学する場合は、必ずこのはがきをお持ちください)

## 抽選結果のお知らせ

このたび申込みされた市営住宅の公開抽選を先にお知らせしたとおり実施しましたが、その結果が下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

抽選番号	
抽選結果	<p>仮当選しました</p> <p>※ 後日実施する入居資格審査に合格すれば入居できます。</p> <p>落選しました</p> <p>補欠となりました 補欠第 位</p> <p>仮当選者が失格、辞退した場合に連絡します</p>

※ 抽選番号及び抽選結果は、記入不要です。

※ 抽選結果は、今回限りとなります。

※ 仮当選者(多数回応募者で優遇措置の適用を受けた方を含む。)は、仮当選後の入居者資格審査において応募回数確認のため、このはがきを提出していただくこととなりますので、大切に保管しておいてください。

## 下関市営住宅入居申込書

※以下の質問にお答えください。

- ①市営住宅の申込理由は何ですか。該当項目を全て○で囲んでください。
  - 1 収入に対して家賃が高い
  - 2 住宅が狭くて同居が困難
  - 3 勤務地が遠い
  - 4 保健衛生上問題がある又は環境が悪い
  - 5 住宅の老朽化がひどい
  - 6 立ち退きを要求されている
  - 7 婚姻予定のため
  - 8 その他( )
- ②現在の住宅は民間の借家ですか自宅ですか。
  - 1 借家(アパート等)
  - 2 間借り(他人の家に同居)
  - 3 非住宅(倉庫など)
  - 4 自宅(親族所有)
- ③単身での申し込みですか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ

(2ページの「単身での申し込み可能な場合」を確認の上、該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 満60歳以上の方
- 2 身体障害者
- 3 精神障害者
- 4 知的障害者
- 5 戦傷病者
- 6 原子爆弾被爆者
- 7 生活保護受給者
- 8 海外からの引揚者
- 9 ハンセン病療養所入居者等
- 10 DV被害者
- 11 豊田・豊北地区の単身入居可能住宅申込者

④優遇措置の資格要件がありますか。

- 1 ある
- 2 ない(質問はこれで終了です。)

(7、8ページの「優遇措置について」を確認の上、該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 母子世帯・父子世帯
- 2 高齢者世帯
- 3 多子世帯
- 4 DV被害者
- 5 身体障害者
- 6 戦傷病者
- 7 原子爆弾被爆者
- 8 生活保護受給者
- 9 中国残留邦人等支援受給者
- 10 引揚者
- 11 ハンセン病療養所入居者等
- 12 精神障害者
- 13 知的障害者
- 14 要介護者・要支援者
- 15 脱北離職者
- 16 4回以上落選者

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合は、仮当選は無効となります。

③ 日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

② 貼られていないものは受付ができません。

① 太線内に書き漏れはありませんか)「**下関市営住宅入居申込書**」については、**裏面も記入してください**。

度確認してください。

「下関市営住宅入居申込書」

「抽選結果のお知らせ」

「抽選番号のお知らせ」

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

下関市営住宅入居申込書

整理番号	抽選番号
------	------

(あて先)下関市長

次のとおり、市営住宅の入居申込みをします。  
なお、下記に該当する場合、入居の申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

- ①この申込みの内容が事実と相違する場合
- ②入居資格がない場合
- ③申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

ふりがな	〒
申込者	(自署の場合は押印不要)
住所	
電話番号	自宅 ー ー
	携帯 ー ー

続柄	氏名	年齢	生年月日
本人			

入居しようとする方

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名
-------

※太線内のみ記入 裏面も必ず記入してください

52円切手  
を必ず  
はって  
ください

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--

住所	( 様方(荘) 号)
氏名	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと  
ご記入ください。

〒751-0833  
下関市武久町1丁目43番4号  
宅建会館2階  
山口県公営住宅管理協会  
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	
募集時期	平成 年 月 募集
募集区分	・空家 ・新築

52円切手  
を必ず  
はって  
ください

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--

住所	( 様方(荘) 号)
氏名	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと  
ご記入ください。

〒751-0833  
下関市武久町1丁目43番4号  
宅建会館2階  
山口県公営住宅管理協会  
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	
募集時期	平成 年 月 募集
募集区分	・空家 ・新築

(切りはなさないで、折り込んで封筒に入れてください。)

- ① お申込みは1世帯1通に限ります。(2通以上申し込むと無効です)
- ② 当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。
- ③ 「下関市営住宅入居申込書」に記載した方全員が入居することが必要です。
- ④ 多数回応募者とは、市営住宅の募集において4回以上落選された方で、平成二十二年八月募集以降の落選はがき及び※「市営住宅申込書」の提示により、応募回数を確認ができる方です。
- ※「市営住宅申込書」とは、平成二十二年五月までに申込みをした方の申込み回数を確認する用紙です。

### 抽選番号のお知らせ

あなたは先に市営住宅の入居申込みをされましたが、申込者多数につき下記のとおり抽選会を行いますので、お知らせします。

抽選番号	

※ 抽選番号は、記入不要です。

#### 記

- 1 場 所 市営住宅募集状況一覧表にてご確認  
日 時 ください。
- 2 抽選方法 回転式抽選器を使用(公開抽選)
- 3 抽選発表 抽選による仮当選又は落選の結果は後ほどはがきでお知らせします。

※ 抽選会は、自由に見学できます。(抽選を見学する場合は、必ずこのはがきをお持ちください)

### 抽選結果のお知らせ

このたび申込みされた市営住宅の公開抽選を先にお知らせしたとおり実施しましたが、その結果が下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

抽選番号	
抽選結果	仮当選しました ※ 後日実施する入居資格審査に合格すれば入居できます。 落選しました 補欠となりました 補欠第 位 仮当選者が欠格、辞退した場合に連絡します

※ 抽選番号及び抽選結果は、記入不要です。

※ 抽選結果は、今回限りとなります。

※ 仮当選者(多数回応募者で優遇措置の適用を受けた方を含む。)は、仮当選後の入居者資格審査において応募回数確認のため、このはがきを提出していただくこととなりますので、大切に保管しておいてください。

### 下関市営住宅入居申込書

※以下の質問にお答えください。

- ①市営住宅の申込理由は何ですか。該当項目を全て○で囲んでください。
  - 1 収入に対して家賃が高い
  - 2 住宅が狭くて同居が困難
  - 3 勤務地が遠い
  - 4 保健衛生上問題がある又は環境が悪い
  - 5 住宅の老朽化がひどい
  - 6 立ち退きを要求されている
  - 7 婚姻予定のため
  - 8 その他( )
- ②現在の住宅は民間の借家ですか自宅ですか。
  - 1 借家(アパート等)
  - 2 間借り(他人の家に同居)
  - 3 非住宅(倉庫など)
  - 4 自宅(親族所有)
- ③単身での申し込みですか。
  - 1 はい
  - 2 いいえ

(2ページの「単身での申し込みが可能な場合」を確認の上、該当する番号を○で囲んでください。)

1 満60歳以上の方	2 身体障害者
3 精神障害者	4 知的障害者
5 戦傷病者	6 原子爆弾被爆者
7 生活保護受給者	8 海外からの引揚者
9 ハンセン病療養所入居者等	10 DV被害者
11 豊田・豊北地区の単身入居可能住宅申込者	

④優遇措置の資格要件がありますか。

- 1 ある
- 2 ない(質問はこれで終了です。)

(7、8ページの「優遇措置について」を確認の上、該当する番号を○で囲んでください。)

1 母子世帯・父子世帯	2 高齢者世帯
3 多子世帯	4 DV被害者
5 身体障害者	6 戦傷病者
7 原子爆弾被爆者	8 生活保護受給者
9 中国残留邦人等支援受給者	10 引揚者
11 ハンセン病療養所入居者等	12 精神障害者
13 知的障害者	14 要介護者・要支援者
15 戻転職者	16 4回以上落選者

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合は、仮当選は無効となります。

下関市営住宅等指定管理者  
**一般社団法人 山口県公営住宅管理協会**  
〒751-0833 下関市武久町1丁目43番4号  
電話 083-242-9300

下関市 建設部 建築住宅課  
〒750-8521 下関市南部町1番1号  
電話 083-231-4101(住宅管理係)